

法雲寺永代供養墓使用規約

第一条 法雲寺永代供養墓を使用する者は本規約を厳守し、法雲寺住職の承認を受けなければならぬ。

第二条 火葬した人骨を粉骨し永代供養墓への合祀とする。

第三条 火葬証明書等の提出がない場合は永代供養墓の使用を認めない。

第四条 お預かりした遺骨・供養料は事情の如何を問わず返還しない。

第五条 以前の宗教・宗派・国籍は問わないが、今後行う全ての法要「御法事・御葬儀」等は法雲寺と施主が日時を決定し、法雲寺が曹洞宗の作法により行う。

※境内地につき他の僧侶等の入場・法要も認めない。

第六条 年に一度合同供養法要「卒塔婆供養」を行う。（毎年七月二十四日に行う）

※御案内申し上げますので、御希望の方はお申込み下さい。（卒塔婆料伍仟圓のみ）

第七条 永代供養料は 金 圓 / 一霊 とする。

※納骨法要料・墓誌彫刻料は含まない。

第八条 墓誌彫刻を御希望の方は 金 参 萬 圓 / 一 霊 （別途）とする。

墓誌彫刻を御希望の方は をお願い申し上げます。

第九条 本規約は必要に応じて随時変更されるものとする。

故人名	施主名	住所	電話番号
	生年月日	〒	

令和 年 月 日 法雲寺永代供養墓の使用を承認する。

（寺院住所）埼玉県坂戸市多和目六三九 / （電話番号）〇四九二八五二三七五〇



曹洞宗 普門山 法雲寺